

2024年度（令和6年度）
札幌出入国在留管理局と北海道行政書士会との意見交換会

北海道行政書士会

①質問

平成6年度入管法改正により、退去強制に該当する外国人が退去強制手続を進めるなかで、当該外国人を収容せず監理人による監理の下、日本社会での生活を送ることを許容することが可能となったということを伺っています。

行政書士は日頃、地方入管局への諸手続きの申請取次者として様々な事情で我が国に在留する外国人と接することから、退去強制に該当する外国人の対応に少なからず迫られることがあります。

それゆえ今後行政書士が、この監理人による監理制度を利用し、該当する外国人に対応する機会が増えることが予測されます。また、入管手続の専門家として、わが国の円滑な出入国管理行政に寄与していくという責務もあることから、行政書士（および北海道行政書士会）においても積極的にかかわっていかねばならない制度であるともいえます。

つきまして貴局に置かれては、行政書士（および行政書士会）がどのような方法で、監理人として就任することが望ましいのか、監理人就任のための手続とも合わせてご教示願います。

【回答】

行政書士（および行政書士会）がどのような方法で、監理人として就任することが望ましいのか

→ 監理人は、基本的には、監理措置を希望する外国人が依頼した方の中から選定することを想定しています。その上で、外国人と行政書士（行政書士会）の接点については、行政書士会の連絡先が書かれたリーフレット等を収容場内に置くといった手段も考えられます。引き続き、貴会と協議を続けてまいりたいと考えています。

監理人就任のための手続

→ 監理措置決定を受けようとする外国人本人が、監理人になろうとする方が記載した監理人承諾書兼誓約書や監理人になろうとする方の身分を証明する資料その他必要な書類を入管に提出する必要があります。その上で、当該外国人を監理措置に付す場合には、監理人になろうとする者に対して監理人選定通知書が交付されることとなります。

2024 年度（令和 6 年度）
札幌出入国在留管理局と北海道行政書士会との意見交換会

北海道行政書士会

②質問内容：

在留申請オンラインシステムを利用した在留申請（在留期間更新許可申請）において、申請人の在留カード情報を正しく入力しているにもかかわらず、「身分事項 1(STEP2-1)の国籍・地域，氏名，性別，生年月日，住居地（都道府県市区町村）及び身分事項 2(STEP2-2)の在留カード番号が正しく入力されているかを確認してください。」というエラーが表示され、オンライン申請ができないことがありました。

これまでオンライン申請による在留申請（在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）を 150 件弱行ったが、そのようなケースが 2 度ありました。在留申請オンラインシステムヘルプデスクに問い合わせたところ、「まれに外国人の在留カード情報が正しく入管のデータに反映されていないことがある」という趣旨の回答をされたことがありましたが、なぜこのようなエラーが生じるのか、原因についてご教示願います。

【回答】

本エラーは、入力いただいた情報と当庁が保有する情報とが相違した際に表示されるものとなります。

例えば、利用者の方が転居してから間もなく、自治体等から送られる住所情報の当庁データへの反映が間に合っていないなどの状況が考えられる場合には、ヘルプデスクからの回答はそのようなものとなる場合があります。

また、最近の事例では、在留カードの再発行手続後、新カードの交付を受けた外国人が、旧カードの情報を行政書士に渡し、行政書士の方は旧カードの情報を正しい在留カード情報と認識して在留申請オンラインシステムに入力したので、当該エラーが表示され続けた、などの例も聞き及んでおります。

2024 年度（令和 6 年度）
札幌出入国在留管理局と北海道行政書士会との意見交換会

北海道行政書士会

③質問内容：

札幌入管局に申請した案件のうち、不交付や不許可の結果であった場合、その結果の内容について入管局に確認に出向いた際に、申請窓口の奥のコーナーで担当者と面談をすることがあります。

場合によっては、個人情報に係る内容になることもあり、待合室に他の方々がいると、面談の内容が第三者に知れてしまう可能性があります。

実際、窓口で審査担当者と不許可になった案件についての面談の後、偶然、待合室にいた専門家から声を掛けられて、「大変な状況ですね。相談に応じますよ。」と言われ、面談内容を聞かれてしまったことに、不快な思いをしたという事例もあります。

今後、審査結果についての面談の際には、個室にてご対応をいただくことは可能でしょうか。

何卒ご検討の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【回答】

不交付及び不許可説明の際には、個室等を利用して説明内容が第三者に聞かれることないように配慮する必要があることは、御指摘のとおりです。

一方で、当局の施設は非常に狭隘であり、個室等の十分な説明スペースを確保することができない現状がございます。

施設の問題については上級庁含め問題解決に向けて取り組んでいるところでございますが、すぐに対策を取ることは困難でございます。

しかし、不交付及び不許可説明に限らず、説明内容が第三者に聞こえることのないよう、配慮する必要がありますので、改めて職員に対し周知いたします。

2024 年度（令和 6 年度）
札幌出入国在留管理局と北海道行政書士会との意見交換会

北海道行政書士会

④質問内容：

札幌入管局においては、現在審査に要する時間がそれほど長期にわたっていることはないと承知しておりますが、永住許可申請以外で、申請から 5 か月以上経過している事例があります。審査に時間を要するケースについて、理由をご教示いただきたいと思えます。

オンライン申請で本年 1 月 26 日に「技・人・国」の在留資格認定証明書交付申請を行い、審査官から追加提出を求められていた日本語学校を卒業した証明書を 2 月 29 日にオンラインで追送、4 月 10 日に審査していた出張所へ進捗状況を確認したところ、札幌局へ回付済みとのことで、5 月 17 日札幌局分室へ進捗を確認したところ、審査中とのことであり、7 月 3 日現在審査未了である。

追加資料を追加送付後、更なる資料提出の指示もなく、電話等による問い合わせもない状態であり他の同種事案に比べ、抜きんで時間を要しているの、個別の事案ではありますが、時間のかかる理由をご教示願います。

【回答】

個別の事案については回答を差し控えさせていただきます。

一般論として、申請内容の確認は書類のみではなく、申請人の過去の在留状況など様々な確認や調査、検討を行う場合があります、なかには審査に時間を要する場合もあります。

2024 年度（令和 6 年度）
札幌出入国在留管理局と北海道行政書士会との意見交換会

北海道行政書士会

⑤質問内容

長年、技能実習生の法的保護講習の講師や、監理団体への外部監査人として活動している関係もあり、監理団体の担当者から、以下に示すような事態が発生していることを知りました。

【確認した事実】

技能実習生として日本に入国したミャンマー人の実習生が、実習実施者である会社から失踪し（本来在留資格が取消しとなる行為）、その後帰国することもなく日本で特定活動の在留資格を取得し、日本に滞在を続けています。そしてこのような手法は、インターネットや SNS を通じて、自由度高く日本に滞在し続ける方法として、日本に滞在するミャンマー人の技能実習生の間でかなり広まっているようです。

上記事態に、監理団体の監査担当者は対応に労力を費やさざるを得なくなり、実習実施者である会社は再び人手不足の状況に陥り時間と費用が無駄になったと嘆いております。

そして伝え聞いたところによると、特定活動の在留資格を取得したミャンマー人は、就労制限時間を守ることなくダブルワークで勤務しているものも多いといえます。このような行為は入管法に反するだけではなく、当のご本人は認識していないとしても、労基法、さらにいうなら厚生年金保険法及び健康保険法の潜脱（法定労働時間の超過、社会保険加入義務違反）につながる大きな問題だと認識しております。

【質問】

ミャンマーの国内情勢を踏まえ特定活動の在留資格を付与されているかと思われませんが、当該在留資格を取得しようとしている者が、直近の在留資格が「技能実習」の場合は悪意のある失踪といえますので（実際に、失踪直後の監理団体から実習実施者に対する緊急監査においても、実習実施者には法令違反はなかったと確認されている）、特定活動としての在留資格を付与すべきではないと思われませんが、このような立場にあるミャンマー人に対する特定活動としての在留資格を認めている根拠についてご教示願います。

2024 年度（令和 6 年度）
札幌出入国在留管理局と北海道行政書士会との意見交換会

【回答】

御質問のありました在留ミャンマー人への緊急避難措置については、本邦に在留しているミャンマー人が、ミャンマーにおける情勢不安を理由に引き続き本邦への在留を希望する場合に適用されるものであり、失踪技能実習生には適用されないという趣旨のものではございません。

しかし、御懸念のとおり、在留資格「技能実習」で在留するミャンマー人については、技能実習を修了することなく、地方出入国在留管理官署において緊急避難措置に基づく在留資格変更許可申請に及ぶ事案が多く、当該措置の誤用・濫用が疑われる状況にあり、技能実習制度の適正な運用に支障を来しています。

よって、令和 6 年 10 月 1 日から、在留資格「技能実習」を有して本邦に在留する者で、自己の責めに帰すべき事情によって、技能実習を修了することなく、緊急避難措置による在留資格変更を希望する者に関して、残余の在留期間がある場合は、変更申請を不許可とする取扱いを始めました。